



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年3月29日火曜日 第1645号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則..... 351  
 愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則..... 351  
 知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則..... 352  
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... 353  
 愛媛県生活安定資金貸付規則及び愛媛県社会福祉施設運営安定基金貸付事業資金の貸付けに関する規則を廃止する規則..... 353  
 愛媛県立歯科技術専門学校運営規則等の一部を改正する規則... 353  
 結核予防法施行細則の一部を改正する規則..... 356  
 旅館業法施行細則の一部を改正する規則..... 359  
 愛媛県産業情報センター運営規則の一部を改正する規則..... 359  
 愛媛県林業改良指導員資格試験条例施行規則及び愛媛県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則..... 360  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則..... 361

## 告 示

一部事務組合の解散..... 369  
 八幡浜市及び西宇和郡の人口..... 369  
 騒音環境基準地域の類型の指定の一部改正..... 369  
 結核予防事業費補助金交付規程の一部改正..... 369  
 指定居宅サービス支援事業者の指定..... 369  
 指定居宅介護支援事業者の指定..... 370  
 指定介護療養型医療施設の指定..... 370  
 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 370  
 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更..... 370  
 指定居宅サービス事業の廃止..... 371  
 指定居宅介護支援事業の廃止..... 371  
 指定介護療養型医療施設の辞退..... 371  
 新たな土地改良事業の施行の認可（2件）..... 371  
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... 372  
 保安林予定森林にする旨の通知（2件）..... 372  
 建設業者の許可の取消し..... 373  
 愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正..... 374  
 廃川敷地等の発生..... 377  
 公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）..... 377  
 公共測量の終了の通知..... 378  
 道路の区域変更（一般国道440号）..... 378  
 道路の区域変更（県道美川川内線）..... 379  
 道路の供用開始（"）..... 379  
 道路の供用開始（県道小田柳谷線）..... 379  
 道路の区域変更（一般国道494号）..... 379  
 道路の供用開始（"）..... 380  
 道路の区域変更（一般国道378号）..... 380  
 道路の区域変更（一般国道380号）..... 380  
 道路の供用開始（"）..... 380  
 道路の区域変更（県道久万中山線）..... 381  
 道路の区域変更（県道大洲長浜線）..... 381  
 道路の区域変更（県道永木内子線）..... 381

道路の供用開始（"）..... 381  
 道路の区域変更（県道串中山線）..... 382  
 道路の供用開始（"）..... 382  
 道路の区域変更（県道野村柳谷線）..... 382  
 道路の供用開始（"）..... 383  
 道路の区域変更（県道肱川公園線）..... 383  
 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）..... 383  
 道路の区域変更（一般国道319号）..... 383  
 道路の供用開始（"）..... 384  
 過疎地域活性化特別措置法による工事の完了..... 384  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定..... 384  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... 384

## 教育委員会規則

愛媛県立博物館管理規則等の一部を改正する規則..... 385

## 規 則

### ○愛媛県規則第24号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則を次のように定める。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

### 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規則で定める地方公共団体の機関、その長又はその職員は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員

### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第25号

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年愛媛県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第4号2(1)ニ2(1)注2中「再任用短時間勤務職員」を

「短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県規則第26号

知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

**第1条** 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年愛媛県条例第15号。以下「情報通信技術利用条例」という。)の規定に基づき、知事等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令又は条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 知事若しくは知事に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書

イ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらと同等の機能を有する電磁的記録として知事が定めるもの

(電子情報処理組織を使用した申請等)

**第3条** 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、知事の定めるところにより、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の定める申請等について、知事の指定する方法により当該申請等を行つ

た者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、知事の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 規則等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 知事等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の規則等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、知事の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第4条** 知事等は、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

**第5条** 知事等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

**第6条** 知事等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

**第7条** 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第3条第2項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は

名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、知事等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。(狂犬病予防法施行細則の一部改正)
2 狂犬病予防法施行細則(昭和25年愛媛県規則第84号)の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「(当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下「実施状況報告書」という。)」を削り、同条第2項及び第3項を削る。
第13条の見出し中「提出書類等」を「提出書類」に改め、同条中「又は電磁的記録」を削る。
(理容師法施行細則の一部改正)
3 理容師法施行細則(昭和31年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。
第6条を削る。
様式第3号中「、第6条」を削る。
(美容師法施行細則の一部改正)
4 美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)の一部を次のように改正する。
第6条を削る。
様式第3号中「、第6条」を削る。

○愛媛県規則第27号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第91号(1)中

Table with 3 columns: 区分, 支払額, 本日累計. Row: 生活安定福祉基金

様式第93号(1)及び様式第94号(1)中

Table with 5 columns: 区分, 支出(本日分, 本日累計), 収入(本日分, 本日累計). Row: 生活安定福祉基金

様式第100号(1)、様式第101号(1)及び様式第101号の2(1)

Table with 6 columns: 区分, 支出(本月分, 本月累計), 収入(本月分, 本月累計), 差引残額. Row: 生活安定福祉基金

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

○愛媛県規則第28号

愛媛県生活安定資金貸付規則及び愛媛県社会福祉施設運営安定資金貸付事業資金の貸付けに関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県生活安定資金貸付規則及び愛媛県社会福祉施設運営安定資金貸付事業資金の貸付けに関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 愛媛県生活安定資金貸付規則(昭和50年愛媛県規則第47号)
(2) 愛媛県社会福祉施設運営安定資金貸付事業資金の貸付けに関する規則(昭和50年愛媛県規則第48号)

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

○愛媛県規則第29号

愛媛県立歯科技術専門学校運営規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立歯科技術専門学校運営規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立歯科技術専門学校運営規則の一部改正)

第1条 愛媛県立歯科技術専門学校運営規則(昭和46年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県立歯科技術専門学校学則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条 第4条)
第2章 学年、学期及び休業日(第5条・第6条)
第3章 教育課程(第7条・第8条)
第4章 入学、休学、退学等(第9条 第17条)
第5章 卒業(第18条・第19条)
第6章 授業料及び入学選考料(第20条 第23条)
第7章 賞罰(第24条・第25条)
第8章 学校運営会議(第26条)
第9章 健康管理(第27条)
第10章 雑則(第28条)

附則

第1章 総則

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 愛媛県立歯科技術専門学校(以下「学校」という。)は、歯科衛生士及び歯科技工士の養成機関として歯科衛生及び歯科技工に関する専門的知識及び技術を受け、豊かな人間性を備えた歯科衛生士及び歯科技工士とし

て社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。  
第20条の見出しを削り、同条を第28条とする。

第19条の見出しを削り、同条を第27条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第10章 雑則

第18条の見出しを削り、同条を第26条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第9章 健康管理

第17条を削る。

第16条第3項中「いづれか」を「いずれか」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第8章 学校運営会議

第15条を第24条とし、同条の前に次の章名を付する。

#### 第7章 賞罰

第14条第1項中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2項中「進級」を「進級し、」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条及び1章を加える。

(卒業証書)

**第19条** 校長は、卒業を認定した学生には、卒業証書(様式第6号)を授与しなければならない。

#### 第6章 授業料及び入学選考料

(授業料、入学金及び入学選考料)

**第20条** 授業料、入学金及び入学選考料(以下「授業料等」という。)は、愛媛県立歯科技術専門学校における授業料、入学金及び入学選考料徴収条例(昭和46年愛媛県条例第15号)の定めるところによる。

(退学等の場合の授業料)

**第21条** 学期の途中において、退学し、若しくは退学にされ、転学し、停学にされ、又は除籍された場合であつても、当該学期分の授業料は、納付しなければならない。

(授業料及び入学金の分納の許可及び納付の猶予)

**第22条** 知事は、特別の事情があると認める場合は、授業料及び入学金の分納を許可し、又はその納付を猶予することができる。

2 前項の規定による授業料及び入学金の分納の許可及び納付の猶予の基準及び手続については、知事が定める。

(授業料等の減免)

**第23条** 休学期間中の授業料は、免除する。ただし、学期の途中において休学し、又は復学する場合は、当該学期分の授業料については、この限りでない。

2 知事は、学業成績が優秀で、かつ、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免することができる。この場合において、授業料の減免は、学期ごとに行う。

3 知事は、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、入学金については減免し、入学選考料については免除することができる。

4 前2項の規定による授業料等の減免の基準及びその手続については、知事が定める。

第13条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「休学の時期」を「休学期間」に改め、同条第3項中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条

を第16条とし、同条の次に次の1条及び章名を加える。

(除籍)

**第17条** 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、これを除籍することができる。

- (1) 第4条の在学期間を超えたとき。
- (2) 前条第2項の休学期間を超えたとき。
- (3) 正当な理由がなく授業料を納付しないとき。
- (4) 長期にわたり行方不明のとき。

#### 第5章 卒業

第12条を第15条とする。

第11条第1項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条を第14条とする。

第10条第1項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条を第13条とする。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、出身高等学校又は出身中等教育学校の校長の推薦がある者については、学科試験の一部を免除することができる。

第9条を第12条とする。

第8条中「の各号」を削り、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条を第11条とする。

第7条を第10条とする。

第6条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の章名及び1条を加える。

#### 第4章 入学、休学、退学等

(入学時期)

**第9条** 入学の時期は、学年の初めとする。

第5条第1項中「第2条」を「第3条」に改め、同条第2項中「第13条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項第5号中「12月26日」を「12月21日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 校長は、特別の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、又は休業日においても授業を行うことができる。

第4条第3項を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第3章 教育課程

第3条を第5条とし、第2条を第3条とし、同条の次に次の1条及び章名を加える。

(在学期間)

**第4条** 学生は、4年を超えて在学することはできない。

#### 第2章 学年、学期及び休業日

第1条の次に次の1条を加える。

(位置)

**第2条** 学校は、愛媛県伊予郡砥部町高尾田543番地に置く。

別表第1及び別表第2中「第5条」を「第7条」に改める。

様式第1号中「第8条」を「第11条」に改め、同様式注2中(1)を削り、(2)を(1)とし(3)を(2)とする。

様式第2号を削る。

様式第3号中「第10条」を「第13条」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「第11条」を「第14条」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「第13条」を「第16条」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「第13条」を「第16条」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「第17条」を「第19条」に改め、同様式を様式第6号とする。

(愛媛県立医療技術短期大学学則の一部改正)

**第2条** 愛媛県立医療技術短期大学学則(昭和63年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第26条」に、「第25条」を「第27条」に、「第26条 第30条」を「第28条 第32条」に、「第31条・第32条」を「第33条・第34条」に、「第33条」を「第35条」に、「第34条 第37条」を「第36条 第39条」に、「第38条 第40条」を「第40条 第42条」に、「第41条・第42条」を「第43条・第44条」に、「第43条 第50条」を「第45条 第52条」に、「第51条」を「第53条」に、「第52条」を「第54条」に、「第53条」を「第55条」に改める。

第8条第1項第6号を次のように改める。

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

第53条を第55条とし、第14章中第52条を第54条とし、第13章中第51条を第53条とし、第12章中第50条を第52条とする。

第49条第1項中「第43条」を「第45条」に改め、同条を第51条とする。

第48条を第50条とする。

第47条第1号中「第44条」を「第46条」に改め、同条第2号中「第46条第1項」を「第48条第1項」に改め、同条を第49条とする。

第46条第2項中「第44条」を「第46条」に改め、同条を第48条とする。

第45条を第47条とし、第44条を第46条とし、第43条を第45条とし、第11章中第42条を第44条とし、第41条を第43条とし、第10章中第40条を第42条とし、第39条を第41条とし、第38条を第40条とし、第9章中第37条を第39条とする。

第36条第2号中「第33条第1号」を「第35条第1号」に改め、同条を第38条とする。

第35条を第37条とし、第34条を第36条とし、第8章中第33条を第35条とし、第7章中第32条を第34条とし、第31条を第33条とし、第6章中第30条を第32条とする。

第29条第3項中「認められる者」の下に「その他特別の事情により必要があると認める者」を加え、同条を第31条とする。

第28条を第30条とし、第27条を第29条とし、第26条を第28条とし、第5章中第25条を第27条とし、第4章中第24条

を第26条とする。

第23条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、第23条第2項及び前条第2項の規定により短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、第一看護学科及び臨床検査学科にあつては46単位を、第二看護学科にあつては30単位を超えないものとする。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

**第23条** 学長は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生に当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、第一看護学科及び臨床検査学科にあつては46単位を、第二看護学科にあつては30単位を超えない範囲で短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

**第24条** 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学及び他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、短期大学における授業科目を履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、前条第2項の規定により短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、第一看護学科及び臨床検査学科にあつては46単位を、第二看護学科にあつては30単位を超えない範囲で短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

別表第2中「第25条」を「第27条」に改める。

別表第3中「第48条」を「第50条」に改める。

別表第4中「第49条」を「第51条」に改める。

(愛媛県立看護専門学校学則の一部改正)

**第3条** 愛媛県立看護専門学校学則(平成9年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「授業料及び入学選考料」を「授業料、入学科及び入学選考料」に改める。

「第8章 授業料及び入学選考料」を「第8章 授業料、入学科及び入学選考料」に改める。

第28条の見出しを「(授業料、入学科及び入学選考料)」に改め、同条中「授業料及び入学選考料」を「授業料、入学科及び入学選考料(以下「授業料等」という。)」に、「愛媛県立看護専門学校における授業料及び入学選考料徴収条例」を「愛媛県立看護専門学校における授業料、入学科及び入学選考料徴収条例」に改める。

第30条の見出しを「(授業料及び入学科の分納の許可及び納付の猶予)」に改め、同条中「授業料」の下に「及び入学科」を加える。

第31条第2項中「免除する」を「減免する」に改め、同条第3項中「入学選考料を」を「入学科については減免し、入学選考料については」に改め、同条第4項中「授業料及び入学選考料」を「授業料等」に改める。

様式第8号中「証する」を「称する」に改める。

(愛媛県立医療技術大学学則の一部改正)

**第4条** 愛媛県立医療技術大学学則(平成15年愛媛県規則第70号)の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第32条」に、「第32条 第37条」を「第33条 第38条」に、「第38条・第39条」を「第39条・第40条」に、「第40条・第41条」を「第41条・第42条」に、「第42条 第46条」を「第43条 第47条」に、「第47条 第51条」を「第48条 第52条」に、「第52条」を「第53条」に、「第53条・第54条」を「第54条・第55条」に、「第55条」を「第56条」に改める。

第15条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 開学記念日 6月20日

第15条第2項中「前項第3号から第5号」を「前項第4号から第6号」に改める。

第19条第6号を次のように改める。

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

第23条第3項第2号中「第4条第1項」の下に「又は第2項」を、「修了した者」の下に「のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の10の規定により大学に編入することができる者」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に基づき高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師で同条第1号及び第2号に規定する学校又は養成所において2年以上修業したもの

第55条を第56条とし、第15章中第54条を第55条とし、第53条を第54条とし、第14章中第52条を第53条とし、第13章中第51条を第52条とする。

第50条第2項中「翌月」の下に「(月の初日から休学したときは、当該月)」を加え、同条を第51条とする。

第49条を第50条とし、第48条を第49条とし、第47条を第48条とし、第12章中第46条を第47条とし、第42条から第45条までを1条ずつ繰り下げ、第11章中第41条を第42条とし、第40条を第41条とし、第10章中第39条を第40条とし、第38条を第39条とする。

第37条第3号中「第33条」を「第34条」に改め、第9章中同条を第38条とする。

第36条を第37条とする。

第35条第2項中「第38条第1項」を「第39条第1項」に改め、同条を第36条とする。

第34条を第35条とし、第33条を第34条とし、第32条を第33条とし、第8章中第31条を第32条とする。

第30条第1項中「短期大学等」を「短期大学」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「前条(第35条第3項)」を「第29条(第36条第3項)」に改め、「含む。」の下に「及び前条」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。  
(大学以外の教育施設等における学修)

**第30条** 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

別表中「第38条」を「第39条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県規則第30号

結核予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

結核予防法施行細則(昭和56年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の表1の項を削り、同表2の項右欄の項中「結核予防法第22条に基づく届出票(様式第2号)」を「結核患者届出票(様式第1号)」に改め、同項を同表1の項とし、同表3の項同欄中「結核予防法入・退院患者届出票(様式第3号)」を「結核患者入院(退院)届出票(様式第2号)」に改め、同項を同表2の項とし、同表4の項同欄中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同項を同表3の項とし、同表5の項同欄中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同項を同表4の項とし、同表6の項同欄中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同項を同表5の項とし、同表7の項同欄中「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同項を同表6の項とし、同表8の項左欄の欄中「第2条の5」を「第2条の4」に改め、同項右欄の欄中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同項を同表7の項とし、同表9の項同欄中「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同項を同表8の項とし、同条を第2条とする。

第4条の表1の項右欄の欄中「様式第10号」を「様式第9号」に改め、同表2の項同欄中「様式第11号」を「様式第10号」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係) 結核患者届出票

## 結核患者届出票

届出年月日 年 月 日

(ふりがな)

患者氏名 男・女 病名

生年月日 年 月 日( 歳) 発病年月日 年 月 日

患者の住所 初診年月日 年 月 日

電話番号 - - 診断年月日 年 月 日

患者の職業 医療機関名

(勤務先) 管理者氏名

世帯主氏名 所在地

(続柄) 電話番号 - -

同居家族 人(うち乳幼児 人) 医師氏名

## 菌 検 査

検体の種類 <sup>かく</sup> 喀 <sup>たん</sup> 痰 ・ 気管支洗浄液 ・ 胸水 ・ その他( )

塗抹検査 陽性( + ・ ++ ・ +++ ) ・ 陰性 ・ 検査中 ・ 未実施

培養検査 陽性 ・ 陰性 ・ 検査中 ・ 未実施

その他検査 検査方法( ) 結果( )

入院・通院 通院 ・ 入院(入院年月日 年 月 日)

排菌の可能性 大いに有 ・ やや有 ・ 少し有 ・ 無

療養区分 1 就業(学)を休む必要がある。

2 就業(学)を制限(短縮勤務、体育禁止等)する必要がある。

3 就業(学)をほぼ平常に行つてよい。

4 平常の生活でよい。

## 特記事項

- 注 1 結核予防法(昭和26年法律第96号)第22条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果受診者が結核患者であると診断したときは、2日以内に最寄りの保健所に届け出なければなりません。
- 2 必要な箇所に記入し、又は で囲んでください。
- 3 特記事項には、担当医師からの指示、連絡事項、訪問時の留意事項等を記入してください。
- 4 結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、結核予防法第23条第1項の規定に基づき、病院管理者からの届出が必要です。ただし、上記の「入院年月日」欄に記入することにより、病院管理者からの入院の届出に代えることができます。

様式第2号(第2条関係) 結核患者入院(退院)届出票

### 結核患者入院(退院)届出票

届出年月日 年 月 日

(ふりがな)

患者氏名 \_\_\_\_\_ 男・女 病名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日( 歳) 患者区分 \_\_\_\_\_ 一般患者 ・ 命令入所患者

患者の住所 \_\_\_\_\_ 入院年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ 医療機関名 \_\_\_\_\_

患者の職業 \_\_\_\_\_ 管理者氏名 \_\_\_\_\_

(勤務先) \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

世帯主氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(続柄) \_\_\_\_\_ 医師氏名 \_\_\_\_\_

備 考 \_\_\_\_\_

以下の項目は、退院時のみ記入してください。

退院年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

退院先 自宅 ・ 施設( \_\_\_\_\_ ) ・ その他( \_\_\_\_\_ )

退院時症状

活動性分類 活動性 ・ 不活動性 \_\_\_\_\_

学会分類 \_\_\_\_\_ ( 年 月 日撮影 胸部X線写真)

指導区分 要医療 ・ 要観察 ・ 観察不要 \_\_\_\_\_

退院時菌検査(最終の検査)

塗抹検査 陽性( + ・ + + ・ + + + ) ・ 陰性 ( 年 月 日)

培養検査 陽性 \_\_\_\_\_ ・ 陰性 ( 年 月 日)

退院事由 軽快 ・ 自己退院 ・ 転院(医療機関名 \_\_\_\_\_ )

死亡(結核死 ・ 結核外死( \_\_\_\_\_ )) ・ その他( \_\_\_\_\_ )

特記事項 \_\_\_\_\_

- 注 1 結核予防法(昭和26年法律第96号)第23条第1項の規定に基づき、病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7日以内に最寄りの保健所に届け出なければなりません。
- 2 不要の文字は、抹消してください。
- 3 必要な箇所に記入し、又は で囲んでください。



様式第3号を削る。

様式第4号中「第3条」を「第2条」に改め、「結核予防法」の下に「(昭和26年法律第96号)」を加え、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「第3条」を「第2条」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「第3条」を「第2条」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「第3条」を「第2条」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号中「第3条」を「第2条」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第9号中「第3条」を「第2条」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第10号中「第4条」を「第3条」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第11号中「第4条」を「第3条」に改め、「結核予防法施行規則」の下に「(昭和26年厚生省令第26号)」を加え、同様式を様式第10号とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第31号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

様式第10号2を同様式3とし、同様式1の次に次のように加える。

2 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を住所欄に付記すること。

様式第11号中「年令」を「年齢」に、

「	PRO FES SIO N	を	「	PRO FES SIO N	NAT ION ALI TY	PASS PORT NUMB ER	」	に改める。
	職業			職業	国籍	旅券番号		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の旅館業法施行細則様式第10号及び様式第11号に規定する宿泊者名簿に記載すべき事項は、この規則の施行の日前から引き続き宿泊している者については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現にある改正前の旅館業法施行細則様式第10号及び様式第11号の規定による宿泊者名簿の用紙は

、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第32号

愛媛県産業情報センター運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県産業情報センター運営規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県産業情報センター運営規則(平成9年愛媛県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「情報の加工及び編集並びに」を削る。

第6条第1項中「及び3の項」を削る。

第11条第2項及び第3項を削る。

別表第1中2の項を削り、3の項を2の項とする。

別表第2 データ処理室の項、マルチメディアソフト制作体験室の項及びモニタリング室の項を削る。

様式第1号中

「	データ処理室 A	
	データ処理室 B	
	データ処理室 C	
	マルチメディアソフト制作体験室 A	
	マルチメディアソフト制作体験室 B	
	マルチメディアソフト制作体験室 C	
	マルチメディアソフト制作体験室 D	
	マルチメディアソフト制作体験室 E	
	マルチメディアソフト制作体験室 F	
	モニタリング室	
」		

を削る。

「 インターネット通信施設

様式第4号中 マルチメディアソフト制作体験室  
ネットワーク研修室

データ処理室 「 インターネット通信施設  
モニタリング室 を ネットワーク研修室 に改め  
会議室 」 会議室 」

第2条 愛媛県産業情報センター運営規則の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「研修」の下に「及び創業」を加える。

第3条第1項ただし書並びに第4条第1項ただし書及び第2項中「1の項」の下に「及び3の項」を加える。

第6条第1項中「2の項」の下に「及び3の項」を加え、「使用日の6月前から3日前まで」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 別表第1 2の項に掲げる施設 使用日の6月前から3日前まで

(2) 別表第1 3の項に掲げる施設 使用開始日の6月前から10日前まで

第10条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「センターを利用しよう」を「別表第1 1の項及び2の項に掲げる施設を使用しよう」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を

加える。

別表第1 3の項に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、知事の登録を受けなければならない。第11条中「前条第1項」の下に「又は第2項」を加える。

第12条第1項中「第10条第1項」の下に「又は第2項」を加え、「愛媛県産業情報センター利用者登録申請書(様式第4号)を」を「愛媛県産業情報センター使用登録申請書(様式第4号)に、同条第1項の登録を受けようとする者にあつては、連帯保証人の誓約書を添えて、」に改め、同条第2項中「愛媛県産業情報センター利用者登録簿」を「愛媛県産業情報センター使用登録簿」に改める。

第15条中「別表第2」の下に「及び別表第3」を加える。

別表第1中「第6条」の下に「、第10条」を加え、同表に次のように加える。

3	インキュベート・ルーム 指定駐車場
---	----------------------

別表第2中

会議室	全体使用	1時間につき	1,300
	2分の1使用	1時間につき	650

を

会議室	全体使用	1時間につき	1,300
	2分の1使用	1時間につき	650
インキュベート・ルーム	1平方メートル 1月につき		1,830

に改め、同表注1中「使用時間」の下に「又は使用期間」を、「1時間未満」の下に「又は1月未満」を、「を1時間」の下に「又は1月」を加え、同表注2中「使用時間」の下に「又は使用期間」を、「1時間未満」の下に「又は1月未満」を、「、1時間」の下に「又は1月」を加え、同表注に次のように加える。

3 インキュベート・ルームの1月の使用料は、この表の使用料に各部屋の面積を乗じた額とし、10円未満は、切り捨てる。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第15条関係) 駐車場の使用料

(単位 円)

区分	単位	使用料
指定駐車場	1台 1月につき	3,050

注1 使用期間に1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算する。

2 使用期間が1月未満のときは、1月として計算する。

様式第1号中

会議室	全体使用 2分の1使用(A B)

を

会議室	全体使用 2分の1使用(A B)

インキュベート・ルーム (面積 m <sup>2</sup> )	
指定駐車場 (台数 台)	

に改める。

様式第2号中「使用施設」の下に「(面積、台数等)」を加える。

様式第4号中「愛媛県産業情報センター利用者登録申請書」を「愛媛県産業情報センター使用登録申請書」に、

インターネット通信施設 インターネット通信ネットワーク研修室  
会議室 ネットワーク研修室  
会議室  
設 インキュベート・ルーム  
指定駐車場 に改め、

「希望するアカウント」

希望するアカウント	
連帯保証人 住所・氏名	

に改め、同様式注意を同様式注意1とし、同様式注意に次のように加える。

2 インキュベート・ルーム又は指定駐車場の使用を希望する場合は、連帯保証人の誓約書を添付してください。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。(経過措置)
- この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の愛媛県産業情報センター運営規則様式第1号及び様式第4号の規定により提出された申請書は、同条の規定による改正後の愛媛県産業情報センター運営規則様式第1号及び様式第4号の規定により提出された申請書とみなす。
- 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の愛媛県産業情報センター運営規則様式第1号、様式第2号及び様式第4号の規定により提出され、又は交付している書類は、同条の規定による改正後の愛媛県産業情報センター運営規則様式第1号、様式第2号及び様式第4号の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

○愛媛県規則第33号

愛媛県林業改良指導員資格試験条例施行規則及び愛媛県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県林業改良指導員資格試験条例施行規則及び愛媛県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 愛媛県林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和33年愛媛県規則第34号）
- (2) 愛媛県改良普及員資格試験条例施行規則（昭和38年愛媛県規則第59号）

### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

### ○愛媛県規則第34号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

（趣旨）

**第1条** この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（身分証明書）

**第2条** 法第5条第5項（法第21条第2項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）によるものとする。

（特定開発行為許可標識の設置）

**第3条** 法第9条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る対策工事等（法第11条に規定する対策工事等をいう。以下同じ。）の期間中、当該特定開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）内の見やすい場所に、特定開発行為許可標識（様式第2号）を設置しなければならない。

（特定開発行為の変更の許可の申請）

**第4条** 法第16条第2項の申請書は、特定開発行為変更許可申請書（様式第3号）によるものとする。

2 特定開発行為変更許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を当該特定開発行為変更許可申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 省令第7条第2項の計画説明書及び計画図
- (2) 省令第7条第5項の構造計算書
- (3) 省令第9条第1項の開発区域位置図及び開発区域区域図

（変更の届出）

**第5条** 法第16条第3項の届出は、軽微変更等届出書（様式第4号）によるものとする。

2 許可を受けた者は、氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、14日以内に、住所氏名等変更届出書（様式第5号）にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出

なければならない。

（許可に基づく地位の承継）

**第6条** 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定開発行為（法第9条第1項に規定する特定開発行為をいう。以下同じ。）を承継させるものに限る。）があったときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定開発行為を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、当該地位の承継があった日から14日以内に、特定開発行為地位承継届出書（様式第6号）に地位を承継した事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。

（書類の経由等）

**第7条** 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本1通及びその写し2通とし、当該開発区域を所管する地方局長（当該開発区域を所管する地方局が2以上ある場合は、いずれかの地方局長）を経由しなければならない。ただし、法、省令又はこの規則の規定による知事の権限を地方局長に委任した場合にあっては、提出する書類は、正本1通及びその写し1通で足りる。

2 開発区域が2以上の市町にまたがるときは、前項本文の写しの部数は当該市町の数に1を加えた数と、同項ただし書の写しの部数は当該市町の数とする。

（補則）

**第8条** この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 様式第1号(第2条関係) 身分証明書

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、及び同法第21条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。

年 月 日

愛媛県知事

印

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）  
（基礎調査のための土地の立入り等）

- 第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。
- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 省略
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項に規定する立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8～10 省略

（立入検査）

- 第21条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。
- 2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第7項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- (2) 第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

様式第2号(第3条関係) 特定開発行為許可標識

60センチメートル

特定開発行為許可標識

- 1 許可年月日及び  
許 可 番 号
- 2 開発区域の面積
- 3 特定予定建築物の用途
- 4 対策工事の概要
- 5 対策工事以外の特定開発  
行為に関する工事の概要
- 6 許 可 期 間
- 7 行為許可を受けた者

年 月 日

愛媛県指令 第 号

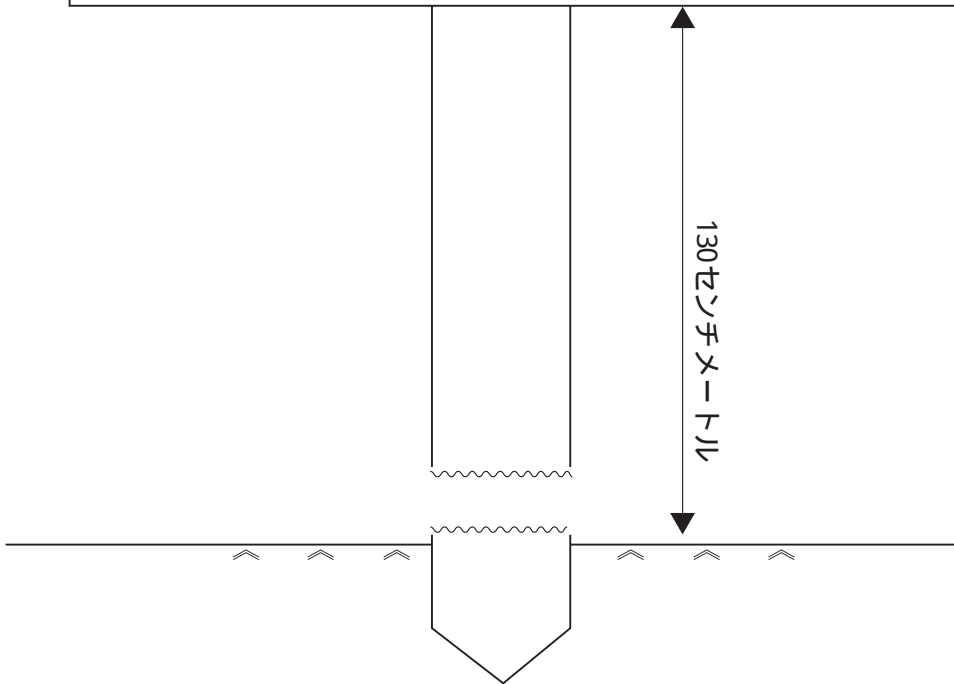
年 月 日から

年 月 日まで

住所又は所在地  
ふりがな  
氏名又は名称及び代表者名

50センチメートル

130センチメートル



様式第3号(第4条関係) 特定開発行為変更許可申請書

特定開発行為変更許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>			
愛媛県知事 殿  住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 申請者 <small>ふりがな</small> 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)印			
許 及	可 年 月 日 番 号	年 月 日	愛媛県指令 第 号
変 更 の 内 容	区分 内容	変更前	変更後
	特定予定建築物 の用途		
	特定予定建築物 の敷地の位置		
	対策工事の概要		
	対策工事以外の 特定開発行為に 関する工事の概 要		
変 更 の 理 由			

- 注1 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨をこの申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。
- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第71号。以下「省令」という。)第7条第2項の計画説明書及び計画図
  - (2) 省令第7条第5項の構造計算書
  - (3) 省令第9条第1項の開発区域位置図及び開発区域区域図

様式第4号（第5条関係） 軽微変更等届出書

軽微変更等届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>			
愛媛県知事 殿 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</div> 届出者 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
許 及	可 び	年 月 日 番 号	年 月 日愛媛県指令 第 号
変 更 の 内 容	区分	変更前	変更後
	内容		
	予定建築物の用途		
	対策工事等着手 予定年月日		
	対策工事等完了 予定年月日		
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 の 理 由			



## 様式第5号(第5条関係) 住所氏名等変更届出書

住所氏名等変更届出書		年 月 日
愛媛県知事		殿
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
届出者		
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日愛媛県指令 第 号	
変更 内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
そ の 他 の 事 項		

注1 氏名の変更の場合にあっては、戸籍抄本を添付すること。

2 届出者が法人の場合であって、その主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名に変更があったときは、登記事項証明書を添付すること。

## 様式第6号（第6条関係） 特定開発行為地位承継届出書

特定開発行為地位承継届出書 年 月 日 愛媛県知事 殿 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 届出者 <small>ふりがな</small> 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）印	
許 及 可 年 月 日 番 号	年 月 日愛媛県指令 第 号
被承継者の住所及び氏名	
承継の年月日	年 月 日
承継の理由	

注1 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 地位を承継した事実を証する書類を添付すること。

告 示

○愛媛県告示第 713 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 288 条の規定により、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称  
八幡浜市保内町共立青石中学校組合
- 2 組合の事務所の位置  
八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号
- 3 組合の解散年月日  
平成17年 3月27日

○愛媛県告示第 714 号

八幡浜市及び西宇和郡保内町を廃し、その区域をもって八幡浜市を設置した後の八幡浜市及び西宇和郡の人口は、次のとおりである。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

八幡浜市 44 206人  
西宇和郡 13 536人

○愛媛県告示第 715 号

騒音環境基準地域の類型の指定（平成11年 3月愛媛県告示第 380 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

松山市に係る関係図面を次のように改める。  
（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び松山市役所に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 716 号

結核予防事業費補助金交付規程（昭和43年 6月愛媛県告示第 593 号）の一部を次のように改正し、平成17年 4月 1 日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

○愛媛県告示第 717 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。  
平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870104605	アトムタクシー-有限会社	愛媛県松山市朝生田町四丁目 5 番52号	訪問介護	ヘルパーステーションアトム	愛媛県松山市朝生田町四丁目 5 番52号	平成17年 2月 1 日
3870300724	介護サービスあすなる有限会社	愛媛県宇和島市本町追手二丁目 1 番41号	訪問介護	介護サービスあすなる有限会社ヘルパーステーション	愛媛県宇和島市本町追手二丁目 1 番41号	平成17年 2月 2 日
3873500759	有限会社元気	愛媛県伊予郡松前町上高柳575番地 3	通所介護	デイサービス「元気」	愛媛県伊予郡松前町上高柳575番地 3	平成17年 2月 3 日
3870501339	有限会社ひまわりの郷	愛媛県新居浜市大生院154 - 3	訪問介護	訪問介護事業所まごころケア	愛媛県新居浜市大生院154 - 3	平成17年 2月 3 日

様式第 1 号別紙 2 中

精 密 検 査	保 健 所	通常検査							
		直撮省略							
	医 療 機 関	通常検査							
直撮のみ									
		直撮省略							
計									
事 後 措 置	保 健 所	通常検査							
		直撮省略							
	医 療 機 関	通常検査							
直撮のみ									
		直撮省略							
計									

及

び

「精密検査通知書」を削る。

様式第 2 号中

間 接 撮 影					
精密検査・事後措置					
計					

を

「間 接 撮 影」に改め

、

「精密検査通知書」を削る。

様式第 5 号別紙 2 中

精 密 検 査	保 健 所	通常検査						
		直撮省略						
	医 療 機 関	通常検査						
直撮のみ								
		直撮省略						
計								
事 後 措 置	保 健 所	通常検査						
		直撮省略						
	医 療 機 関	通常検査						
直撮のみ								
		直撮省略						
計								

及

び

「精密検査通知書」を削る。

3871300178	有限会社大正リメイク 工事	愛媛県新居浜市本郷一 丁目5-37	訪問介護	訪問介護サービス・ス マイル	愛媛県四国中央市土居 町土居1105-1	平成17年 2月16日
3871300186	有限会社大正リメイク 工事	愛媛県新居浜市本郷一 丁目5-37	通所介護	デイサービスセンター ・スマイル	愛媛県四国中央市土居 町土居1105-1	平成17年 2月16日

○愛媛県告示第 718 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住居	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870501347	有限会社ひまわりの郷	愛媛県新居浜市大生院 154-3	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業 所まごころケア	愛媛県新居浜市大生院 154-3	平成17年 2月 3日
3871300194	有限会社大正リメイク 工事	愛媛県新居浜市本郷一 丁目5-37	居宅介護支援	居宅介護支援事業所・ スマイル	愛媛県四国中央市土居 町土居1105-1	平成17年 2月16日

○愛媛県告示第 719 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第48条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設を指定した。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定介護療養型 医療施設の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住居	サービスの種類	指定介護療養型医療施設		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3810113195	医療法人社団大寿会	愛媛県松山市天山一丁 目12番5号	介護療養型医療 施設	医療法人社団大寿会大 野クリニック	愛媛県松山市天山一丁 目12番5号	平成17年 2月22日

○愛媛県告示第 720 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住居	サービスの 種類	指定居宅サービス事業所			届 出 年月日
				名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3861190852	株式会社ライフネット	愛媛県松山市北条辻77 1番地4	訪問看護	訪問看護ステーション ほうじょう	愛媛県北条市辻77 1番地4	愛媛県松山市北条 辻771番地4	平成17年 1月 1日
3871100214	株式会社ライフネット	愛媛県松山市北条辻77 1番地4	通所介護	デイサービスほうじ ょう	愛媛県北条市辻77 1番地4	愛媛県松山市北条 辻771番地4	平成17年 1月 1日
3871100248	株式会社ライフネット	愛媛県松山市北条辻77 1番地4	福祉用具 貸与	ライフネット福祉用 具貸与事業所	愛媛県北条市辻77 1番地4	愛媛県松山市北条 辻771番地4	平成17年 1月 1日
3871100305	株式会社ライフネット	愛媛県松山市北条辻77 1番地4	訪問介護	ライフネット訪問介 護事業所	愛媛県北条市辻77 1番地4	愛媛県松山市北条 辻771番地4	平成17年 1月 1日
3870300260	四国医療サービス株式 会社	高知県高知市南竹島町 35	福祉用具 貸与	四国医療サービス株 式会社宇和島営業所	愛媛県宇和島市川 内1077	愛媛県宇和島市高 串 3 番耕地59番 4	平成17年 1月15日
3871000398	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番 1 号	訪問介護	株式会社コムスン中 予ケアセンター	愛媛県伊予市米湊 975-1 亀井店舗 1 階	愛媛県伊予市米湊 975-4 亀井店舗 1 階南側	平成17年 2月 1日
3870103581	株式会社よんでんライ フケア	松山市紅葉町 2 番27号	特定施設 入所者生 活介護	アミーコよんでん道 後	松山市紅葉町甲79 4番地 1	松山市紅葉町 2 番 27号	平成17年 2月23日

○愛媛県告示第 721 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3871100222	株式会社ライフネット	愛媛県松山市北条辻771番地4	居宅介護支援	ライフネット居宅介護支援事業所	愛媛県北条市辻771番地4	愛媛県松山市北条辻771番地4	平成17年1月1日

○愛媛県告示第 722 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3873900074	社会福祉法人広見町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡広見町近永782	訪問介護	社会福祉法人広見町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡広見町近永782	平成16年12月31日
3873900074	社会福祉法人広見町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡広見町近永782	訪問入浴介護	社会福祉法人広見町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡広見町近永782	平成16年12月31日
3873900074	社会福祉法人広見町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡広見町近永782	通所介護	社会福祉法人広見町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡広見町近永782	平成16年12月31日

○愛媛県告示第 723 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3873900074	社会福祉法人広見町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡広見町近永782	居宅介護支援	社会福祉法人広見町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡広見町近永782	平成16年12月31日
3873900082	日吉村	愛媛県北宇和郡日吉村下鍵山463	居宅介護支援	日吉村在宅介護支援センター	愛媛県北宇和郡日吉村下鍵山299	平成16年12月31日
3873200269	大三島町	愛媛県越智郡大三島町宮浦5708	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所大三島町在宅介護支援センター	愛媛県越智郡大三島町野々江2435-2	平成17年1月15日

○愛媛県告示第 724 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3810129399	医療法人社団大寿会	愛媛県松山市天山1-12-5	介護療養型医療施設	医療法人社団大寿会大野病院	愛媛県松山市天山1-12-5	平成17年1月31日

○愛媛県告示第 725 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土居町蕪崎土地改良区から許可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・泡井地区）の施行を平成17年3月11日認可した。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 726 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定

により、土居町北野土地改良区から許可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・山下地区）の施行を平成17年3月11日認可した。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

### ○愛媛県告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市水窪町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・水窪新池地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成17年3月30日から4月26日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所

### ○愛媛県告示第728号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町東明神甲73の1、甲74、乙27の1、乙28、乙29、乙31から乙34まで、乙37の1、乙37の4、乙37の5、乙40の1、乙40の2、乙42から乙44まで、乙49の1、乙49の2、乙54、乙56から乙58まで、乙61から乙70まで、乙71の1、乙74、乙77、乙81、乙87、乙88、乙89の1、乙90の1、乙92の23、乙97、乙98の1、乙98の2、乙99の1、乙101から乙103まで、乙104の1、乙104の2、乙106の1、乙106の2、乙107、乙108、乙109の1、乙112の2、乙115、乙117の1、乙118の1、乙118の4、乙124、乙125の1、乙125の2、乙126の1、乙126の3、乙126の5、乙127の1から乙127の3まで、乙128、乙129の1、乙129の2、乙129の4、乙129の5、乙130から乙133まで、乙169の2、乙169の16、乙169の18から乙169の25まで、乙169の27、乙169の50、乙170、乙172、乙173、乙174の1、乙174の2、乙175、乙176の1、乙177の1、乙177の2、乙194の1、乙194の2、乙195、乙196の1、乙196の3、乙197の1、乙199、乙200の1、乙201の1から乙201の6まで、乙203の3から乙203の5まで、乙203の7、乙204の15、乙206の4、乙208、乙209の6、乙209の7、乙216、乙217の2
- (2) 指定の目的  
水源のかん養

- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - ㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町久万932の1から932の7まで、932の12から932の17まで、932の33、932の34、932の36から932の38、932の43、933、1075の1、1101、1103から1106まで、1107の1、1107の2、1108、1136、1138、1147、1148の1、1148の2、1553の1、1566、1567、1571、1572、1575
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - ㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所  
北宇和郡津島町大字横川220
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - ㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町露峰乙1395の1、乙1396、乙1397、乙1400の2
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - ㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第 729 号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
大洲市河辺町三嶋61、68、69の1、88の1、89
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
三嶋61・68・69の1・88の1・89(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
大洲市菅田町大竹字野地ヶ平乙90、乙92、乙97、乙98の1、乙98の2、乙99から乙102まで
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所  
大洲市多田乙421、乙430、乙431の1
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所  
大洲市河辺町北平2664、2762、2770、2773
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所  
喜多郡内子町北表甲868の1、甲869の1
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所  
喜多郡内子町石畳2578、2579、2580
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第 730 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成17年3月29日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 14 ) 第6783号	平成14年 7月4日	(有)東予緑地	長谷部洋子	西条市楠甲794 - 2	平成17年 2月4日	造園工事業	建設業の廃止
( 般 - 13 ) 第9417号	平成14年 3月22日	福井塗装	福井 積	伊予郡双海町大字上灘 甲5844 - 2	平成17年 2月7日	塗装工事業	建設業の廃止
( 般 - 14 ) 第6715号	平成14年 5月17日	弓達工務店	弓達 忠男	松山市美沢2 - 1 - 6	平成17年 2月14日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 14 ) 第11732号	平成14年 9月30日	南工業	山田 喜春	南宇和郡愛南町御荘平 城5552	平成17年 2月14日	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (法人成り)
( 特 - 12 ) 第6028号	平成13年 3月11日	(株)清家商事	清家 健介	松山市平和通4 - 3 - 9	平成17年 2月15日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 14 ) 第9438号	平成14年 5月9日	ユタカ技建(株)	渡邊美喜子	新居浜市若水町1 - 2 - 30	平成17年 2月16日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 13 ) 第4320号	平成13年 11月28日	矢野建築	矢野 和義	今治市宮窪町友浦1728	平成17年 2月17日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 12 ) 第12092号	平成12年 10月21日	宮崎総合設備	宮崎 正明	松山市太山寺町1536 - 3	平成17年 2月18日	管工事業	建設業の廃止
( 般 - 12 ) 第12212号	平成13年 3月17日	(有)木村建築材卸センタ ー	木下 幸雄	松山市東石井町493 - 7	平成17年 2月18日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 13 ) 第12229号	平成13年 3月31日	大栄電業社	菅 譲二	松山市古川南2 - 6 - 8	平成17年 2月18日	電気工事業	建設業の廃止
( 般 - 12 ) 第14646号	平成12年 10月18日	坂和田(株)	坂和 勝紀	松山市小坂3 - 4 - 5	平成17年 2月21日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業 建具工事業	建設業の廃止
( 般 - 13 ) 第6179号	平成13年 5月31日	松本工務店	松本 剛研	松山市福音寺101	平成17年 2月23日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 15 ) 第15307号	平成15年 5月19日	ワールド技建	峯本 忠明	東温市則之内乙1243 - 3	平成17年 2月23日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 12 ) 第7345号	平成12年 10月17日	(株)都クリーン	渡部 勇	松山市小坂5 - 14 - 16	平成17年 2月24日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 13 ) 第4266号	平成13年 10月28日	石井建築	石井 義光	四国中央市中曾根町11 40 - 2	平成17年 2月25日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 12 ) 第6015号	平成13年 3月20日	大野電気	大野 弘幸	西宇和郡瀬戸町三机乙 4364 - 45	平成17年 2月25日	電気工事業	建設業の廃止
( 般 - 11 ) 第7059号	平成12年 2月28日	新津建工(株)	水沼 論	宇和島市丸ノ内5 - 4 - 7	平成17年 2月28日	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 13 ) 第13595号	平成13年 12月4日	(株)ユタカインダストリ ー	豊島 邦彦	松山市三番町2 - 1 - 10	平成17年 2月28日	電気工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
( 般 - 14 ) 第15196号	平成14年 11月29日	積和建设愛媛東(株)	加藤 精一	新居浜市東雲町1 - 1 - 7	平成17年 2月23日	土木工事業 建築工事業 造園工事業	建設業の廃止
( 般 - 14 ) 第15074号	平成14年 7月18日	(有)榊上組	榊上 晃	大洲市平野町野田1288	平成17年 2月28日	大工工事業	建設業の廃止

## ○愛媛県告示第731号

愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条中「工事をいう」の下に「。以下同じ」を、「された者」の下に「(以下「有資格業者」という。)」を加える。

第5条中「組織変更、企業の合併等によりその企業」を「組織変更等によりその有資格業者」に改め、「者は」の下に「、次項に規定する場合を除き」を加え、「引き継ぎの原因となる事実」を「、当該引継ぎ」に改め、同条に次の3項を加える。

2 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合において、当該格付けに係る建設工事の営業を引き続き行うときは、当該事実の発生した日から30日以内に、合併等に関する届出書(様式第4号)を知事に提出し



なければならない。

- (1) 合併
- (2) 分割又は他の法人の分割による営業の全部若しくは一部の承継
- (3) 営業の一部の譲渡又は他の法人の営業の全部若しくは一部の譲受け
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定

3 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

4 知事は、第2項の規定による届出に基づいて審査を行い、当該届出をした有資格業者の格付けを変更する必要があると認めるときは、当該格付けを変更するものとする。

第7条第1項中「第3条に規定する格付け業者」を「有資格業者」に、「行なう」を「行う」に改める。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第5条関係) 合併等に関する届出書

合併等に関する届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所

商号又は名称  
代表者氏名



<p>届出に係る事実 (該当する番号を で囲むこと。)</p>	<p>1 合併 2 分割 3 他の法人の分割による営業の全部又は一部の承継 4 営業の一部の譲渡 5 他の法人の営業の全部又は一部の譲受け 6 民事再生法に基づく再生手続開始の決定 7 会社更生法に基づく更生手続開始の決定</p>
<p>届出に係る事実の具体的内容</p>	
<p>合併、分割、営業譲渡等の日又は再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定があつた日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>そ の 他</p>	

注 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。

○愛媛県告示第 732 号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 河川の名称  
二級河川金生川水系横川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成17年3月29日
- 3 廃川敷地等の位置  
四国中央市金田町半田字樋ノ口丙 444 番 1 地先から丙 439番 1 地先まで及び同市金田町半田字樋ノ口丙 441 番 6 地先から丙 441 番 1 地先まで  
四国中央市金田町半田字樋ノ口丙 438 番16地先  
四国中央市金田町半田字樋ノ口丙 439 番 1 地先から川滝町領家字貳反田1436番 2 地先まで及び同市川滝町領家字瓢箪地1368番 5 地先から字氷継1370番 2 地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地（河川管理施設を含む。） 1,689.29平方メートル

○愛媛県告示第 733 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県  
松山市一番町四丁目 4 番地 2  
代表者 知事 加戸守行  
松山市北持田町 122 番地
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
今治市伯方町木浦甲3950番 2 から同甲3940番 5 までの地先公有水面
  - (2) 区域  
次の①の地点から⑱の地点までを順次直線で結んだ線並びに⑱の地点と①の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
基点（今治市伯方町木浦甲4514番24に設置された永久境界標）は、北緯34度12分47秒、東経 133 度06分40秒の地点  
①の地点は、基点から真北 205 度48分26秒 10.18 メートルの地点  
②の地点は、①の地点から真北 105 度56分12秒 21.50

メートルの地点

- ③の地点は、②の地点から真北 105 度02分31秒3.51メートルの地点
- ④の地点は、③の地点から真北 104 度56分19秒7.62メートルの地点
- ⑤の地点は、④の地点から真北 101 度59分55秒6.09メートルの地点
- ⑥の地点は、⑤の地点から真北98度17分34秒 12.00 メートルの地点
- ⑦の地点は、⑥の地点から真北93度53分24秒8.33メートルの地点
- ⑧の地点は、⑦の地点から真北89度35分15秒8.89メートルの地点
- ⑨の地点は、⑧の地点から真北87度18分12秒 11.90 メートルの地点
- ⑩の地点は、⑨の地点から真北85度36分17秒 55.10 メートルの地点
- ⑪の地点は、⑩の地点から真北85度08分09秒 14.91 メートルの地点
- ⑫の地点は、⑪の地点から真北84度30分10秒 15.09 メートルの地点
- ⑬の地点は、⑫の地点から真北84度07分14秒8.50メートルの地点
- ⑭の地点は、⑬の地点から真北82度11分33秒 11.10 メートルの地点
- ⑮の地点は、⑭の地点から真北82度01分31秒8.25メートルの地点
- ⑯の地点は、⑮の地点から真北81度10分17秒 17.98 メートルの地点
- ⑰の地点は、⑯の地点から真北 173 度22分53秒3.89メートルの地点

(3) 面積

817.28平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号  
昭和60年1月25日 愛媛県指令59河第 979 号
- 4 しゅん功認可年月日  
平成17年3月29日

○愛媛県告示第 734 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県  
松山市一番町四丁目 4 番地 2  
代表者 知事 加戸守行  
松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

今治市関前岡村甲2627番11から同甲2624番までの地先  
公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑫の地点までを順次直線で結んだ線  
並びに⑫の地点と①の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位  
( T . P . + 1 . 83メートル)における公有水面と陸地と  
の境界線により囲まれた区域

基点(三等三角点 岡村島)は、北緯34度11分 23 . 01  
77秒、東経 132 度53分 20 . 2383 秒の地点

①の地点は、基点から真北 192 度38分55秒661 . 52メー  
トルの地点

②の地点は、①の地点から真北44度07分19秒6 . 59メー  
トルの地点

③の地点は、②の地点から真北38度24分35秒4 . 07メー  
トルの地点

④の地点は、③の地点から真北31度54分37秒3 . 58メー  
トルの地点

⑤の地点は、④の地点から真北27度45分10秒5 . 07メー  
トルの地点

⑥の地点は、⑤の地点から真北13度17分44秒6 . 15メー  
トルの地点

⑦の地点は、⑥の地点から真北 0 度55分38秒4 . 57メー  
トルの地点

⑧の地点は、⑦の地点から真北 357 度28分04秒 16 . 50  
メートルの地点

⑨の地点は、⑧の地点から真北 1 度16分16秒1 . 39メー  
トルの地点

⑩の地点は、⑨の地点から真北88度54分06秒0 . 99メー  
トルの地点

⑪の地点は、⑩の地点から真北 2 度13分41秒3 . 18メー  
トルの地点

⑫の地点は、⑪の地点から真北 2 度09分52秒0 . 63メー  
トルの地点

⑬の地点は、⑫の地点から真北 270 度06分46秒1 . 01メー  
トルの地点

⑭の地点は、⑬の地点から真北 2 度33分51秒 18 . 28メー  
トルの地点

⑮の地点は、⑭の地点から真北 3 度17分17秒 18 . 20メー  
トルの地点

⑯の地点は、⑮の地点から真北 4 度11分01秒4 . 00メー  
トルの地点

⑰の地点は、⑯の地点から真北 4 度15分10秒3 . 76メー  
トルの地点

⑱の地点は、⑰の地点から真北 4 度59分48秒1 . 94メー  
トルの地点

⑲の地点は、⑱の地点から真北 9 度24分40秒0 . 91メー  
トルの地点

⑳の地点は、⑲の地点から真北10度02分34秒3 . 71メー  
トルの地点

㉑の地点は、㉑の地点から真北18度06分16秒1 . 53メー  
トルの地点

㉒の地点は、㉒の地点から真北29度37分09秒5 . 76メー  
トルの地点

(3) 面積

321 . 72平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和55年11月29日 愛媛県指令河第 774 号

4 しゅん功認可年月日

平成17年 3月29日

○愛媛県告示第 735 号

測量法(昭和24年法律第 188 号)第39条において準用する  
同法第14条第 2 項の規定に基づき、今治市長から次のとおり  
公共測量が終了した旨の通知があった。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成16年10月15日から  
平成17年 2月28日まで
- 3 作業地域 今治市矢田、高橋、別名地域

○愛媛県告示第 736 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角13364番 2 から 同字13348番 1 まで	旧	メートル 4 . 6 ~ 48 . 3	キロメートル 0 . 253	
			新	13 . 0 ~ 53 . 0	0 . 250	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角13348番 1 から 同字13310番まで	旧	6 . 0 ~ 41 . 7	0 . 166	
			新	6 . 0 ~ 41 . 7 6 . 0 ~ 54 . 7	0 . 166 0 . 091	
		上浮穴郡久万高原町西谷字郷角13310番から	旧	5 . 3 ~ 34 . 1	0 . 140	

"	"	同字13304番 1 まで	新	13.6~51.2	0.119	
---	---	---------------	---	-----------	-------	--

○愛媛県告示第 737 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙2162番 2 から 同町直瀬乙2175番 3 まで	旧	メートル 5.6~9.4	キロメートル 0.056	
			新	5.6~9.4 7.8~21.4	0.056 0.063	

○愛媛県告示第 738 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙2162番 2 から 同町直瀬乙2175番 3 まで	平成17年 3月29日

○愛媛県告示第 739 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3651番 2 から 同字3651番 2 まで	平成17年 3月29日
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字古味3666番 2 から 同字3548番 2 まで	"

○愛媛県告示第 740 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
 平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町洪草1308番 7	旧	メートル 5.0~25.0	キロメートル 0.073	
			新	15.8~33.0	0.073	
"	"	上浮穴郡久万高原町洪草1308番 7 から 同町洪草1308番 8 まで	旧	5.2~28.0	0.222	
			新	5.2~28.0 9.2~34.0	0.222 0.162	

"	"	上浮穴郡久万高原町渋草1308番 8 から 同町渋草1308番 9 まで	旧	11.8~25.4	0.122	
			新	16.8~37.6	0.122	

## ○愛媛県告示第 741 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町渋草1308番 7 から 同町渋草1308番 9 まで	平成17年 3月29日

## ○愛媛県告示第 742 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予市三秋字泉山乙263番 1 から 同字乙263番14まで	旧	メートル 10.0~23.0	キロメートル 0.136	
			新	10.0~26.0	0.136	

## ○愛媛県告示第 743 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町寺村1856番 6 から 同町寺村1859番 3 まで	旧	メートル 6.2~ 8.0	キロメートル 0.075	
			新	11.0~16.0	0.075	

## ○愛媛県告示第 744 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	喜多郡内子町寺村1856番 6 から 同町寺村1859番 3 まで	平成17年 3月29日

## ○愛媛県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1386番4から 同町白杵1351番4まで	旧	メートル 58.8~72.6	キロメートル 0.094	
			新	32.6~67.4	0.094	
"	"	喜多郡内子町白杵1381番から 同町白杵1370番まで	旧	11.0~84.5 5.6~14.7	0.190 0.267	
			新	11.0~84.5	0.190	
"	"	喜多郡内子町白杵1370番から 同町白杵1369番5まで	旧	33.8~74.4	0.051	
			新	33.8~74.4	0.051	

## ○愛媛県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町仁久甲51番2から 同市長浜甲1028番4まで	旧	メートル 6.0~12.0	キロメートル 1.010	
			新	14.0~118.0	1.010	

## ○愛媛県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	永木内子線	喜多郡内子町袋口740番3から 同町袋口775番まで	旧	メートル 3.6~17.5	キロメートル 0.304	
			新	8.5~32.4	0.302	
"	"	喜多郡内子町袋口1012番	旧	4.0~5.5	0.043	
			新	13.2~25.3	0.043	

## ○愛媛県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	永木内子線	喜多郡内子町袋口740番3から 同町袋口775番まで	平成17年3月29日
"	"	喜多郡内子町袋口1012番	"

## ○愛媛県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	串中山線	喜多郡内子町石畳2050番5から 同町石畳2078番4まで	旧	メートル 6.2～13.1	キロメートル 0.092	
			新	9.1～13.7	0.091	
"	"	喜多郡内子町石畳2078番4から 同町石畳2114番2まで	旧	5.0～10.4	0.116	
			新	5.0～10.4 9.7～24.4	0.116 0.075	
"	"	喜多郡内子町石畳2114番2から 同町石畳2111番2まで	旧	6.0～7.3	0.063	
			新	6.6～16.2	0.062	

## ○愛媛県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串中山線	喜多郡内子町石畳2050番5から 同町石畳2078番4まで	平成17年3月29日
"	"	喜多郡内子町石畳2078番4から 同町石畳2114番2まで	"
"	"	喜多郡内子町石畳2114番2から 同町石畳2111番2まで	"

## ○愛媛県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行



道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	大洲市肱川町中津1521番2から 同町中津1520番3まで	旧	メートル 5.8~6.2	キロメートル 0.013	
			新	20.1~22.1	0.013	

## ○愛媛県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	大洲市肱川町中津1521番2から 同町中津1520番3まで	平成17年3月29日

## ○愛媛県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町宇和川333番14	旧	メートル 3.7~7.0 10.2~26.3	キロメートル 0.103 0.055	
			新	10.2~22.5	0.055	
"	"	大洲市肱川町宇和川333番15から 同町宇和川308番4まで	旧	4.1~35.0 10.2~24.3	0.159 0.081	
			新	10.2~23.6	0.081	

## ○愛媛県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町足成字井手口1074番3から 同町足成字松ノ谷986番4まで	旧	メートル 5.7~13.0 23.0~42.5	キロメートル 0.060 0.036	
			新	8.0~42.5	0.036	
"	"	西宇和郡瀬戸町足成字松ノ谷986番4から 同町960番1まで	旧	8.0~56.0 5.0~10.0	0.070 0.140	
			新	8.0~56.0	0.070	

## ○愛媛県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山7104番2 から 同町上山7072番地先まで	旧	メートル 5.0～11.0	キロメートル 0.082	
			新	10.0～16.5	0.082	
"	"	四国中央市新宮町上山7072番地先から 同町上山6850番5まで	旧	4.0～9.0	0.440	
			新	4.0～9.0 6.0～32.0	0.440 0.145	

## ○愛媛県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山7104番2 から 同町上山6850番5まで	平成17年3月29日

## ○愛媛県告示第757号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路 線 名	工 事 区 間	工事の 種 類	工事の完了の日
松 山 市	市 道	大浦吉木線	松山市中島大浦3054番13地先から 同市中島大浦3165番2地先まで	改 築	平成17年3月28日

## ○愛媛県告示第758号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
双第 1号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	伊予郡双海町大字上灘甲5712番地4 伊予銀行上灘支店	平成17年3月1日

## ○愛媛県告示第759号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成17年3月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
伊第 4号	伊予郡双海町大字上灘甲5821番地6	伊予郡双海町	同町役場、同下灘支所	平成17年2月28日
三第 12号	四国中央市三島金子二丁目4番23号	うま農業協同組合	四国中央市豊岡町大町1856番地 うま農業協同組合 Aコープとよおか	平成17年1月25日

### 教育委員会規則

#### ○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県立博物館管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

#### 愛媛県立博物館管理規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立博物館管理規則等の一部改正)

**第1条** 次に掲げる規則の規定中「5日」を「3日」に改める。

- (1) 愛媛県立博物館管理規則(昭和36年愛媛県教育委員会規則第5号)第6条第1項第2号
  - (2) 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)第6条第1項第2号
  - (3) 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)第6条第1項第2号
- (愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県立図書館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 協力図書 市町及び法人その他の団体への協力及び援助のために貸し出す図書資料をいう。

第3条第2項を削る。

第4条中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とする。

第6条第1項第2号中「5日」を「3日」に改める。

第12条の見出しを「(協力図書の利用)」に改め、同条第1項中「文庫を」を「協力図書を」に、「文庫登録願」を「協力図書登録願」に改め、同条第2項第2号中「構成人員10人以上で」を削り、同条第3項中「文庫を」を「協力図書を」に、「文庫借出願」を「協力図書借出願」に改める。

別表を削る。

(愛媛県美術館管理規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「5日」を「3日」に改める。

別表1の表中「

400円	320円
500円	400円

」を「

200円	160円
300円	240円

」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の愛媛県美術館管理規則別表1の表の規定は、この規則の施行の日以後に徴収する常設

展覧料について適用し、同日前に徴収した常設展覧料については、なお従前の例による。

